

個人情報保護法の改正等について

個人情報保護委員会事務局



1. 個人情報保護委員会とは
2. 個人情報保護法の改正について



1. 個人情報保護委員会とは

沿革

- **平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置**
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- **平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置**
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

任務

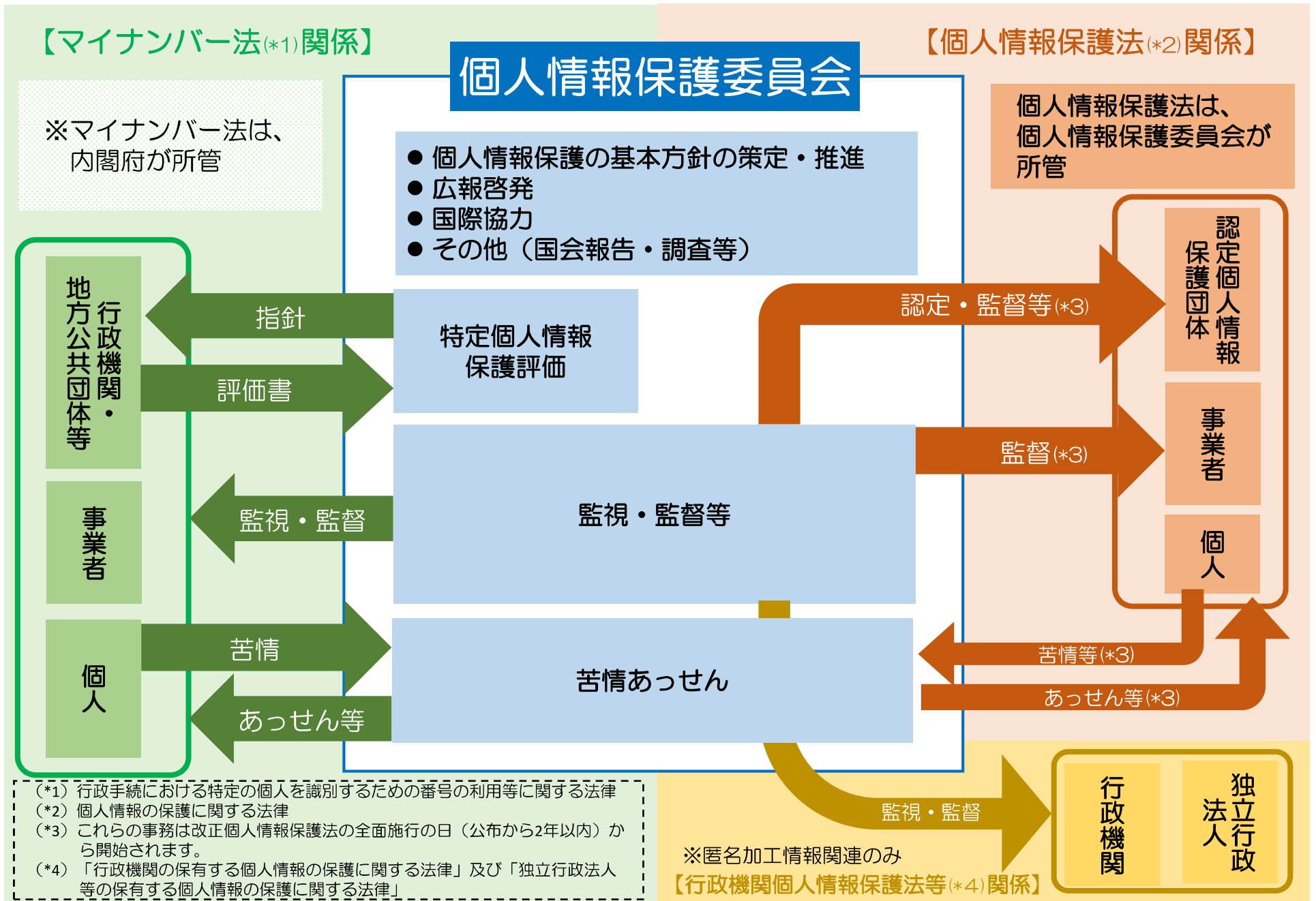
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

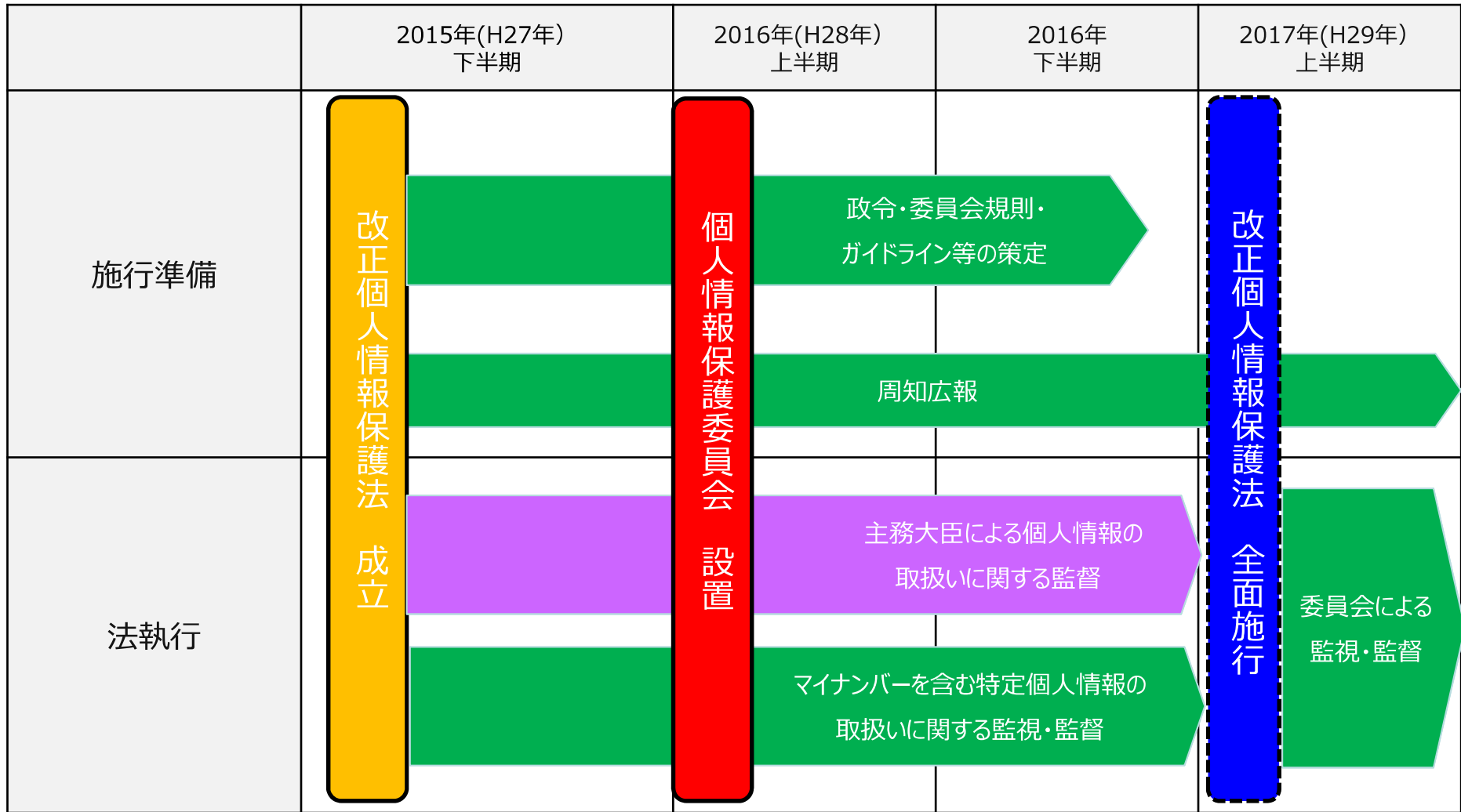
- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使
- 委員長・委員の任期は5年



1. 個人情報保護委員会とは一所掌事務



1. 個人情報保護委員会－今後のスケジュール

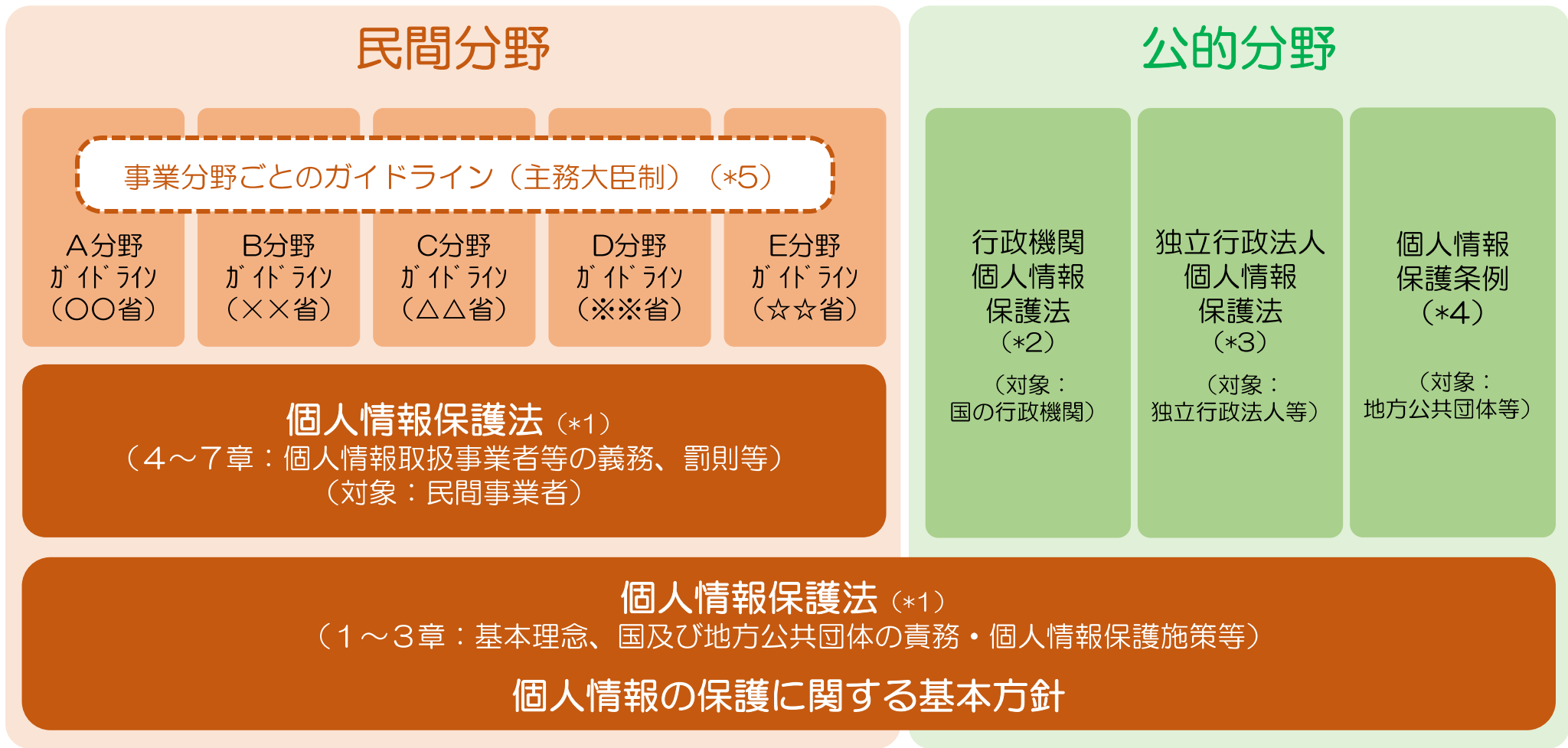


H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内に
施行

2. 個人情報保護法の改正—個人情報保護制度の体系



- （*1）個人情報の保護に関する法律
- （*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- （*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

2. 個人情報保護法の改正—背景及び課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

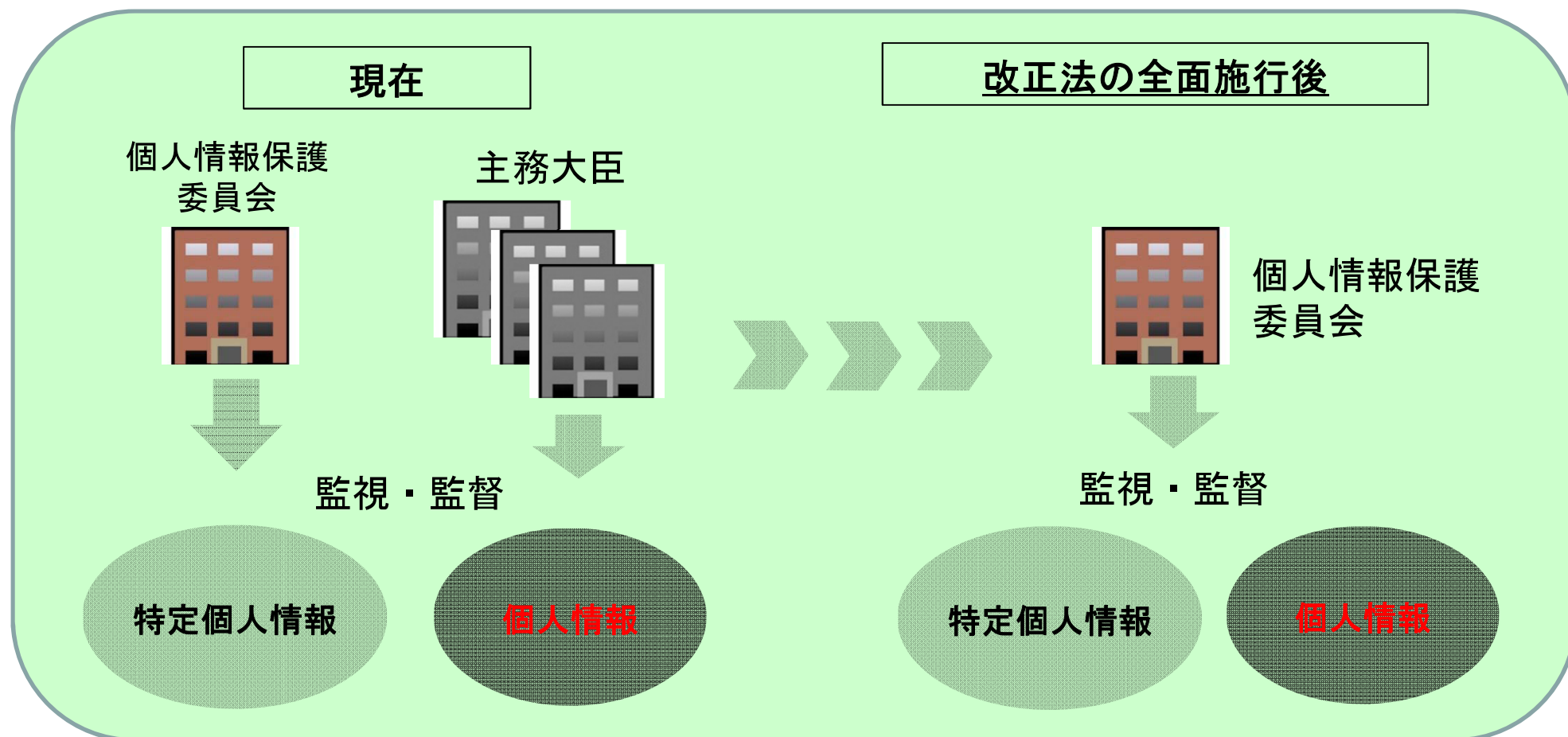
3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化



2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

2. 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・ 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データ）を電子計算機の用に供するために変換した符号
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）



*政令において、さらに個人情報として規定される情報があるか検討中。

2. 個人情報保護法の改正一改正のポイント

3. 要配慮個人情報の規定の新設

- 要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

要配慮個人情報を取得又は第三者提供する場合には、原則として事前に本人の同意が必要



同意

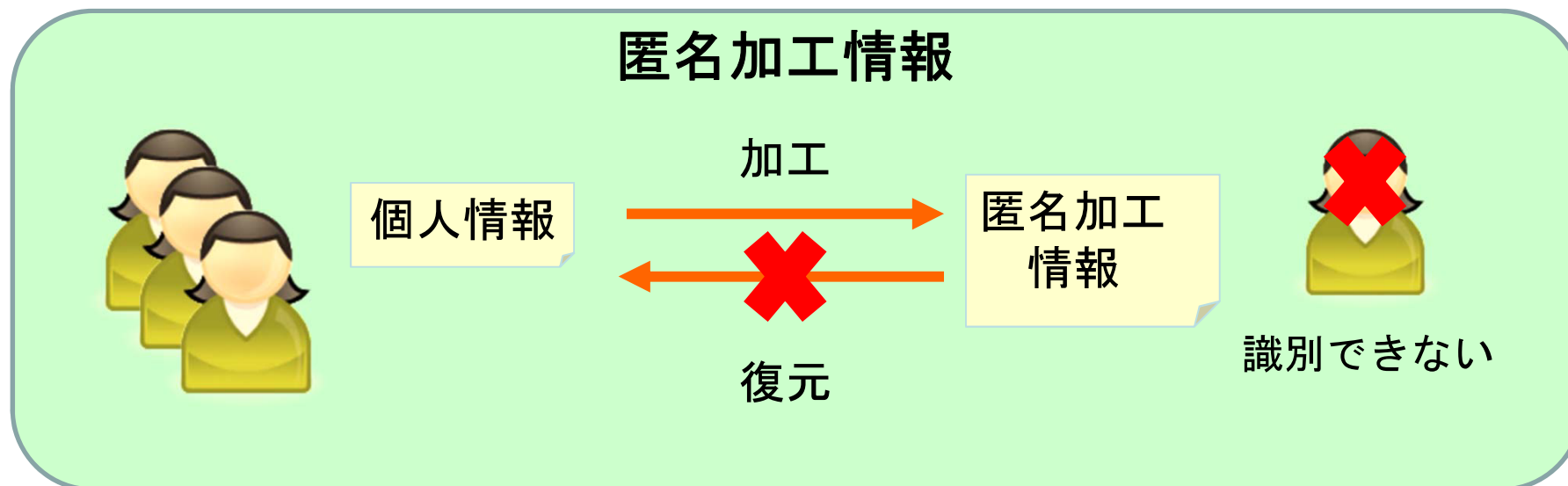
要配慮
個人情報



2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

4. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

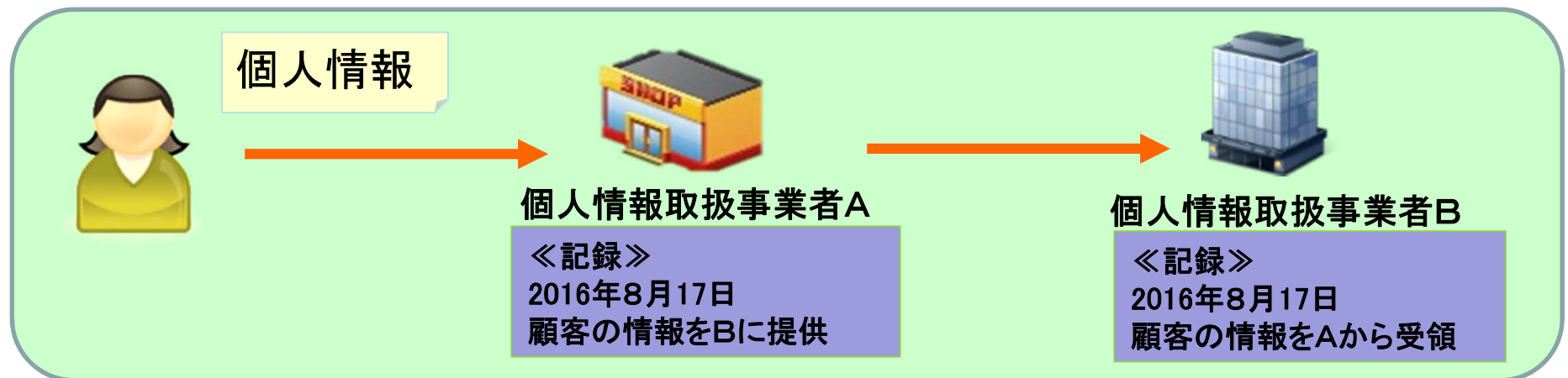


2. 個人情報保護法の改正一改正のポイント

5. いわゆる名簿屋対策

➤ 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化

(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、また、第三者に個人データを提供した際も、提供の年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付ける。)



- #### ➤ 従業員(元従業員を含む)等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等提供罪」として処罰の対象とする。(直罰規定。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

6. グローバル化への対応

- 外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定の新設
 - ①外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合
 - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への提供が可能

- 個人情報保護法の域外適用に係る規定の新設

- 個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定の新設

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

7. その他

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定



- 開示、訂正及び利用停止等について裁判による救済を求めることができる権利を有することを明確化

(参考)個人情報保護法における地方公共団体に係る規定(抜粋)

○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)【公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日時点】

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四～八 (略)

3～5 (略)

(地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第77条 この法律に規定する委員会の権限及び第44条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(参考) 個人情報の保護に関する基本方針における地方公共団体に係る規定(抜粋)

○個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日 閣議決定)

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、いわゆるマニュアル処理に係る個人情報を保護対象とすること、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象機関のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し等の事項について留意することが求められる。

また、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援のあり方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講じるよう努めなければならないものとされている。

特に、法の適切な定着に向け、各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められる。

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについては、国の立法と並行し、あるいは先行して、地方公共団体において検討され、既に条例の制定等により、実施されているところである。こうした地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び各省庁のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。